

石狩市乳児等通園支援事業実施施設募集要項

1 募集概要

(1) 事業の目的

本市では、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用できる乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）を実施する事業者を募集します。

(2) 事業開始予定日 令和8年4月1日（水）

※上記期間内で準備が整い次第、事業を開始して頂くこととしますが、総合支援システムの導入等のため、事業開始日が変更となる可能性があります。

(3) 事業者募集数 5施設程度

(4) 実施対象施設

- ・一般型 : 認定こども園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設等
- ・余裕活用型 : 認定こども園、地域型保育事業所

2 応募要件

次の要件を満たすこととします。

- (1) 石狩市内で認定こども園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、その他市長が適当と認める施設を1年以上（令和8年4月1日時点）運営するもの。
- (2) 役員、理事又は施設等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 上記1の（2）事業実施期間の開始日（予定）までに事業の実施体制が整っていること。
- (4) 安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象児童

石狩市内に住所を有する0歳6か月から満3歳未満の未就園児（保育所等に通っていない児童）

※施設の構造や職員配置状況等により、事業者が受入可能年齢等を限定することを可とします。

(2) 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

ア 一般型 : 本体の保育施設等とは別に定員を設け、在園児と合同又は専用室を設けて実施

イ 余裕活用型 : 利用定員に空きがある場合に、定員の範囲内で在園児と同じ保育室等で実施

(3) 定員

ア 一般型 : 1名以上で実施するものとします。

イ 余裕活用型 : 利用定員数から在籍児童数を引いた人数の範囲内で定員を設定します。

(4) 利用方法

こども一人当たり月 10 時間の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。

(5) 開所時間等

開所日及び開所時間は事業者において定めることとしますが、週に 1 日以上かつ月に 10 時間以上の利用可能枠を確保することとします。

(6) 利用料金

ア 一人 1 時間あたり 300 円を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収します。

イ 生活保護世帯及び住民税非課税世帯は利用料を減免します。

ウ 上記のほか、あらかじめ保護者の同意を得た上で、昼食代及びおやつ代等の実費相当額について、事業者が定めて施設で徴収します。

(7) 利用児童の決定方法（予定）

市で利用認定後、利用者が希望する施設で面談を行います。面談後、利用者は利用の予約を行い、施設において予約状況や職員体制を確認し、受入可能であれば予約を確定します。

利用定員の範囲において利用の申込みがあった場合には、事業者は、正当な理由がない限りは、利用児童を受入れることとします。

(8) 施設基準及び職員配置

| 実施方法 | 施設基準 ※1 | 職員配置 ※1 |
|-------------------------|---|--|
| 一般型 (在園児合同及び専用室独立実施) | <ul style="list-style-type: none">・乳児室 満2歳未満の乳幼児 1人につき 1.65 m²以上・ほふく室 満2歳未満の乳幼児 1人につき 3.3 m²以上・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき 1.98 m²以上 | <ul style="list-style-type: none">・配置基準 0歳児 3人につき 1人 1・2歳児 6人につき 1人 <p>上記の配置基準により求めた職員数のうち保育士を 1/2 以上とすること。 当該保育従事者の数は 2名を下回ることができないこと。 ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援が受けられる場合には、保育士 1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1名とすることができます。 ※2</p> |

| | | |
|-------|--------------------------|---|
| 余裕活用型 | 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所の基準 | 施設ごとの配置基準により、在園するこども、乳児等通園支援事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数 |
|-------|--------------------------|---|

※1 上記のほか、別紙「石狩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び条例施行規則」を遵守しなければなりません。

※2 通常保育や一時預かり事業等と兼任の場合は対象経費を適切に区分してください。なお、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

4 乳児等支援給付費の支給内容

事業運営に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(公定価格)を、利用実績に応じて乳児等支援給付費として支給します。

(基本分単価)

| 年齢 | 1人1時間あたり単価 |
|-----|------------|
| 0歳児 | 1,700円 |
| 1歳児 | 1,400円 |
| 2歳児 | 1,400円 |

(加算分単価)

| 項目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 障がい児加算 | 600円 |
| 要支援家庭のこども加算 | 600円 |
| 初回対応加算 0歳児 | 1,700円 |
| 初回対応加算 1・2歳児 | 1,400円 |

その他、利用料減免分として、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の免除額相当を支給します。

5 応募書類

持参又は郵送による提出とします。事前に市の承認を得た場合は、メール提出も可とします。

- (1) 事業申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 事業収支予算書（様式3）

※(1)～(3)以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

6 スケジュール

- (1) 募集要項公開 令和8年1月9日（金）
- (2) 質問受付期限 令和8年1月13日（火）正午まで（必着）

※質問内容を任意様式で記載し、問い合わせ・応募先宛てにメールにて提出してください。
- (3) 質問回答期限 令和8年1月19日（月）
- (4) 事業申込書等の提出期限 令和8年1月26日（月）17時まで（必着）
- (5) 選定結果の通知 令和8年1月末頃

※選定後の認可手続きに関する書類及び提出期日は別途お知らせします。

7 事業実施者の選定方法・結果

提出された応募書類を基に書面審査を行います。選定にあたっては、審査基準による審査のほか、地域や施設類型のバランス等を踏まえて選定します。また、選定結果は、応募者に文書により通知します。

8 審査基準

別紙「審査基準」のとおりとします。

9 その他留意事項

- (1) 本募集要項に掲載する事項は、関連する条例案及び予算案が令和8年第1回石狩市議会定例会で可決された場合に施行及び執行可能となります。
- (2) 事業実施者に選定された場合であっても、認可を確約するものではありません。
- (3) 応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。
- (4) 提出された応募書類は返却しません。
- (5) 選定後、必要に応じて石狩市と協議を行い、事業計画書等の内容を調整する場合があります。
- (6) 事業計画書については、事業実施者が責任をもって履行できる内容としてください。
- (7) 事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止します。
- (8) 事業開始後、利用者へのアンケートや事業者へのヒアリング調査等を依頼する予定です。
- (9) その他、本募集要項に定めのない事項については、石狩市において定めます。
- (10) 以下に該当する場合は、応募が無効又は失格となります。
 - ・本募集要項に適合していない場合
 - ・応募書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
 - ・その他不正行為等があった場合

10. 問い合わせ・応募先

石狩市子育て推進部子ども家庭課教育・保育担当

住 所 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

電 話 0133-72-3197（直通）

メール k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp